

令和5年度諮問（個）第3号
答申（個）第29号

「特定日における通話記録の保有個人情報不開示決定処分に係る
審査請求」についての答申

栃木県行政不服審査会

第1 審査会の結論

栃木県知事（以下「実施機関」という。）が行った保有個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 保有個人情報の開示請求

(1) 保有個人情報開示請求書の提出

審査請求人は、実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定により令和5（2023）年6月29日付けで次のとおり保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(2) 本件開示請求の内容

令和〇（〇〇）年〇月〇日における審査請求人に関することについての地方独立行政法人栃木県立岡本台病院（以下「病院」という。）職員と栃木県安足健康福祉センター（以下「センター」という。）職員との通話記録

2 本件開示請求に対する実施機関の処分

実施機関は、本件開示請求の対象となる保有個人情報を保有していないため、令和5（2023）年7月26日付けで法第82条第2項の規定により本件処分を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、実施機関に対し、令和5（2023）年9月11日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）をした。

4 諮問

実施機関は、本件審査請求について、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により、令和6（2024）年1月12日付けで栃木県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由等

本件開示請求の対象となる通話記録の内容は、センターの今後の担当者の変更であり、重要である。

また、病院は通話記録を作成している一方で、センターが当該記録を作成していないのは不合理である。

第4 実施機関の主張要旨

病院が保有する通話記録に記載されている内容は、担当課の一職員から上席職員への変更であって、課内での情報共有は十分に図られていたため、別途記

録として残さなかったものである。

また、通話記録を病院が作成しているという理由のみをもって、センターが当該記録を作成していないことが不合理であるとは言えない。

第5 審査会の判断

1 判断に当たっての基本的な考え方

(1) 法は、個人情報を取り扱う行政機関等が遵守すべき義務等を定めることにより個人の権利利益を保護することを目的の1つとし、行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにしている。

(2) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条は、「行政庁の処分に不服がある者は、（略）審査請求をすることができる。」と規定しており、審査請求の対象は、「行政庁の処分」である。

「行政庁の処分」とは、「逐条解説行政不服審査法（総務省行政管理局）」によれば「行政庁が国民に対する優越的な地位に基づき、人の権利義務を直接変動させ、又はその範囲を確定する効果を法律上認められている行為など人の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為をいう」ものであり、本件審査請求では、保有個人情報開示請求に対して「不開示決定」を行った本件処分がこれに該当し、審査請求の対象である。

したがって、本件処分以外を審査請求の対象とすることはできず、審査会の審査事項も本件処分の違法性及び不当性の判断に限られる。

(3) 審査会は、(1)の基本的な考え方に立って保有個人情報の開示を求める権利が侵害されることのないよう法を解釈し、及び(2)の審査請求の対象となる処分の規定を踏まえて本件諮問事案を調査審議し、以下のとおり判断するものである。

2 本件処分の妥当性について

(1) 文書の作成に関する規定について

ア 栃木県文書等管理規則には、以下の規定がある。

「第6条 本庁及び出先機関の事務処理に当たっては、文書等を作成しなければならない。この場合において、文書等は、分かりやすい用字用語で、平易かつ明確に記載するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、軽易な事案については、文書等の作成を省略することができる。」

イ 「栃木県文書等管理規則の制定及び栃木県文書管理規程の全部改正について」には、以下の記述がある。

「第6条(文書等の作成)関係

2 第2項の「軽易な事案」とは、文書等を作成しなくとも職務上支障がない事案であり、単なる照会、問い合わせに対する応答や日常的業務の連絡及び打ち合わせなど、文書等に記録を残すこと

を要しない事案です。

」

(2) 検討

病院が審査請求人に開示した通話記録によると、センターの職員と病院の職員が通話した内容は、主にセンターにおける担当職員の変更についてであり、これはセンターの日常的業務に関する内容といえる。

このため、センターの職員が病院の職員との通話内容を日常的業務の連絡の1つと捉え、栃木県文書管理等規則第6条第2項の「軽易な事案」に該当すると考えて記録を残さなくても不自然ではない。

また、本件においてセンターは連絡を行った側であり、当該連絡の記録を作成する必要性は乏しいと考えられる。

(3) まとめ

以上のことから、当該通話内容の記録を作成していないとする実施機関の説明は不合理ではなく、本件開示請求に係る保有個人情報が存在しないことを理由に行われた本件処分は、妥当である。

3 結論

以上のことから、審査会は、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和6(2024)年1月12日	・ 諮問庁から諮問書を受理
令和6(2024)年11月27日 (第62回審査会第2部会)	・ 事務局から経過概要の説明 ・ 審議
令和6(2024)年12月19日 (第63回審査会第2部会)	・ 審議
令和7(2025)年1月20日 (第64回審査会第2部会)	・ 審議

栃木県行政不服審査会第2部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
小 林 延 年	元栃木県農政部長	部会長職務代理者
篠 崎 文 男	社会福祉士	
杉 田 明 子	弁護士	
茂 木 明 奈	白鷗大学法学部准教授	部会長

(五十音順)